

## 地域生活支援センターすたあと 平成30年度 事業計画書

### 1. 基本方針

『どんなに重い障害を持っていても誰と取り替えることもできない、個性的な自己実現をしているのです。人間と生まれて、その人なりの人間になっていくのです。その自己実現こそが創造であり、生産であるのです。私たちの願いは、重症な障害をもった人達も、立派な生産者であることを認め合い、人々が共にくらししていける社会をつくろうということなのです』

社会福祉法人童里夢の基本理念・基本方針を基軸に、一人ひとりと寄り添い（「思い」や「願い」を大切に）、利用者の地域生活の安定・安心と自立（自律）のための支援の提供と共に、地域との結びつき、関係機関とのネットワークを生かした福祉サービスの提供に努める。

“すたあと”のテーマ、大切にすること  
『地域に開かれ、地域から信頼される事業所づくり』

- I. 開かれた事業所 地域との交流・地域への情報発信
- II. 組織力の向上（変化・前進） 問題解決力を養い高めスピード感を大切にする
- III. 共感（連携・協力） 相互理解のためのコミュニケーション

### 2. 事業運営

“すたあと”のおこなう余暇、生活支援、宿泊支援等、障害のある方及びその家族の生活全体を支える支援は、地域からの期待も大きく法人事業の中心となる可能性を秘めている。利用対象者は児童から成人まで障害種別も幅広く、個別ニーズも多様であり、知的障害児者に限らず、身体障害、重症心身障害児者の受入れもおこない障害のある方の地域生活を支える拠点としての責務は大きい。

昨年度の行政の現地指導時において、今まで曖昧にしていた問題等が行政の指摘・指導により顕在化し、法人全体で事業運営の在り方を見直し、緊急的に対応を取ったが抜本的な解決には至っていない。

法人内で事業の見直しをおこない相談支援事業を“奏楽”に統合することにより“すたあと”の相談支援事業を廃止している。引き続き事業の評価・整理、運営体制の構築を法人全体の課題とする。

慢性的な人出不足から、全ての事業において利用希望に答えている状況にはない。また、短期入所事業（単独型短期入所事業所として利用希望は多い）に支えられている事業基盤は、特定の職員に過重な負担を掛けており、事業形態、支援体制を含めた事業の組立ての抜本的な見直しをすすめている。安定した事業運営（ニーズに答える支援体制づくり）のための努力が継続して必要となる。

安定した事業の運営を通して、利用者に安心と安全を届けるためには、職員全体での問題意識の共有、支援体制づくりをすすめ、現状に停滞・安寧することなく社会の変化に合わせて変わり続ける必要がある。あらためて、事業の安定した運営・継続・発展のために変化しながら前進する。

- (1) 障害福祉サービス、地域生活支援事業、その他  
生活、余暇支援を含む生活全般への福祉サービスの提供し、相談等に対応する。  
全てのサービスにおいて、利用者主体、エンパワメントの視点からの支援の組立て、サービスの提供に努める。
1. 居宅介護（家事援助 身体介護）  
自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般に渡る援助をおこなう。  
※職員配置基準、加算要件等の確認必須
  2. 短期入所  
自宅で介護をおこなっている方が病気などの理由により介護をおこなうことができない場合に障害のある方に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護をおこなう。また介護者にとってのレスパイトサービス（休息）、また、家庭から離れた生活体験をする場所としての役割も担う。  
※“童里夢”“奏楽”とも協力して、自立生活訓練の計画的な実施を見込む  
（7月以降）  
※職員配置基準、加算要件等の確認必須
  3. 行動援護  
行動に著しい困難を有する障害のある方が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助をおこなう。障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスをおこない、障害のある方の社会参加と地域生活を支援する。  
※対応できる支援者の養成（資格取得）
  4. 移動支援 ※地域生活支援事業  
屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援をおこなう。
  5. 日中一時支援 ※地域生活支援事業  
障害者（児）の日中における活動を確保し、障害者（児）の家族の就労支援、及び家族の一時的な休息を目的とする。  
※新たな事業への移行・統合、又は休止・廃止等の検討をすすめる
  6. 福祉有償運送 ※その他（公益事業）  
十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、社会福祉法人等が営利とは認められない範囲の対価によりおこなう個別輸送サービスを提供する。  
※休止・廃止等の検討をすすめる
- (2) 地域活動  
事業所を社会資源のひとつと位置付け、地域交流事業をはじめ、ボランティアの受入れ等も積極的におこなう。また近隣の高校、大学、専門学校等へも積極的に働きかけ、イベントへの協力等も求めていく。  
地域に向けたイベント（夏祭り等）の企画、マザーズサロン等の計画的な実施を通して、フォーマル、インフォーマルの区別なく（地域住民も対象とした）地域に開かれた事業所、包括的な支援ができる事業所づくりを目指す。  
「地域における公益的な取り組み」を推進する中心的事業所となり、同企画を立案、実行する。

### 3. 重点課題

#### 1. 運営基盤・体制の強化（運営・管理体制、支援体制）

法令を遵守した事業運営のもと、より良いサービスが提供できるよう運営・支援体制の確認を適時おこなう。直接支援業務のみならず、求められる記録、簿冊類等も適切に管理する。

専従職員と兼務職員を配置することで事業所間の連携を図りながら、多様な利用者ニーズに対応する。新しい事業体制が安定する7月以降の実質的な展開を見込む。昨年度、実地指導で受けた指摘事項の改善等を重点課題としてサービスの質の向上にも事業所全体で取り組みながら、安定、且つ継続可能な運営体制の構築を重点課題に掲げる。

#### 2. 地域生活支援事業再編成に向けた事業体制づくり

全ての事業が偏りなく安定して運営できる体制づくりとして、地域生活支援に関わる事業の統合を目標に掲げる。

“すたあと”の主な事業である居宅介護事業と共同生活援助事業は親和性が高い。中・長期的視点から“すたあと”“ぱあとなあ”の事業の在り方を検証しながら事業の取捨選択（拡大・縮小・休止）、再編成に向けた準備をすすめる。

評価に当たり、利用者ニーズ、業務・報酬とのバランス、将来性（地域への拡がりが見込めるか）等を考慮する。

#### 3. 人材育成／支援力の向上

人材確保、支援体制の構築、利用者ニーズに最大限答えることのできる支援体制の構築が喫緊の課題である。

利用者個人の基本情報、個別支援計画等を理解した上で支援に臨み、モニタリングを通して支援内容の検証をおこない評価につなげる。支援者間で一体的、連続した支援を通して、利用者（家族）との信頼関係づくり、地域社会との関わりも大切にしながら、広く将来を見据えた支援の組立てをおこなう。

計画的な諸研修への参加により、支援者一人ひとりのスキルを高め、復命書、研修報告等を通して有益な情報を事業所全体で共有する。

#### 4. 地域活動への取り組み（地域住民との交流と協力関係の構築）

年間予定に基づいて計画的に実施して継続・定着させる。“すたあと”への理解と共に障害福祉に対する地域共生社会の実現に向けた取り組みとする。

昨年度、好評であった夏祭り、マザーズサロンは内容を拡充して継続する。

### 4. 利用者支援

利用者一人ひとりの夢、思いを受け止め、「自立（律）に向けた支援」を基本として、利用者の能力を引き出す支援（エンパワメントアプローチ）を実践する。

生活全体に関わる課題・問題等に対して、行政、関係機関、他事業所との連携・協力、ネットワークを生かして誠実に対応する。

1. 日常生活の基盤を支える支援
2. 社会参加、自己実現のための支援
3. 育成・訓練ニーズに対する支援
4. 地域での生活の質の向上

## 5. 環境整備

昨年度、施設整備事業にてスプリンクラーを設置し、併せて屋内改修（間取り変更）をおこない、ハード面の整備をすすめている。A棟、B棟の形態・機能を最大限活用できるようにソフト面の工夫も継続する。

建物の維持・管理、整理整頓にも目を向け良好な職場環境の維持に努める。

「トヨタ式の片付け」を活用して無駄を無くし、事業所内で手法を定着させることで業務の効率化を図る。

1. 計画的な建物管理（補修・修繕）
2. 事業所周りの除草・緑化、駐車場まわり
3. 共有スペース、事務室、トイレ、浴室等を常時、整理・整頓・清潔に保つこと
4. 公用車管理 車両清掃（内外）

## 6. 防災計画・安全管理

火災、地震等の非常災害に備えて、消火・避難・救出等に関し予め防災計画を定め、定期的に訓練・学習を実施する。併せて大規模災害時等において、要援護者を支援できる体制を整えるべく準備もすすめる。

また、防災委員会への参加を通しての情報収集、BCPの推進に協力する。災害時に利用者を保護することを目的とし、利用者、及び支援者に対して各種訓練・教育をおこない災害（防災）に対する意識を高めることで、ソフト、ハード両面から防災対策の拡充を図る。

消防設備の設備と共に家具の固定等も必要に応じておこなう。

1. 防災学習 年2回（9月・12月）※ヘルパー会議時
2. 防災自主点検 月1回
3. 防災・安全備品、食料等の保存・管理

## 7. 職員研修

支援者には職務に必要な知識、技術等を常に向上させることが求められている。

経験の浅い職員に対しては、業務に必要な知識、技術等を「OJT（職場内における教育・指導）」「OFFJT（業務外の教育）」を通して指導・育成を図る。

1. 事業所外研修 県社協・福祉協会等の実施する研修への参加
2. 事業所内研修 法人全体研修（6・9・12・3月）  
コンサルタント研修 OJTサポート  
虐待防止研修
3. 職域研修 指定研修、及び職員希望により考慮
4. 自己啓発研修 指定研修、及び職員希望により考慮  
資格取得のバックアップ

## 8. 苦情解決

法人の苦情解決規程に則り、事業所が提供するサービスに関する利用者等からの苦情を解決するための体制を整える。

権利擁護・サービス管理委員会の活動を通しての意識を高める。また事業所内に苦情ボックスの設置、アンケートの実施、相談日等の設定から、利用者からの声、苦情等に迅速に対応できるしくみ体制を整える。